

紹介状をお持ちでない患者の皆様へ

(非紹介患者加算料について)

地域医療支援病院である当院では、紹介状なしで受診される場合などに、「非紹介患者加算料」が必要となります。

国の診療報酬改定に伴い、令和4年10月1日から、非紹介患者加算料を次のとおり改定いたします。

【初診】

他の保険医療機関からの紹介状をお持ちにならない場合

(税込)

	令和4年9月30日まで	令和4年10月1日から
医科	5,090円	7,700円 (助産に係る場合は、7,000円)
歯科	3,060円	5,500円 (助産に係る場合は、5,000円)

【再診】

当院から他の医療機関への文書による紹介を行った後、ご自身の選択により、当院を受診された場合(受診の都度)

(税込)

	令和4年9月30日まで	令和4年10月1日から
医科	2,550円	3,300円 (助産に係る場合は、3,000円)
歯科	1,530円	2,090円 (助産に係る場合は、1,900円)

■ 次の場合は、非紹介患者加算料の対象外です。

- 国の公費負担医療制度の受給者
- 地方単独の公費負担医療制度(特定の障害や疾病等に着目するもの)の受給者
- ※こども医療費等、ひとり親家庭等医療費の受給者は、非紹介患者加算料が必要です。**
- 当院の他の診療科から院内紹介されて受診する方
- 特定検診、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた方
- 救急車又はドクターヘリで搬送された方
- 救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診患者
- ※救急受診も、医師が緊急性を要しないと判断した場合は、非紹介患者加算料の対象となります。
- 治験協力者、労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の方
- など